

第2次みどり市総合計画後期基本計画策定方針

平成30年8月に策定された「第2次みどり市総合計画」において、市の目指すべき将来像を示した基本構想は令和9年度までの10年間を計画期間とし、将来像を実現するための基本計画は5年間の計画期間となります。

令和4年度をもって前期の基本計画期間が終了することに伴い、この期間における環境変化や施策の状況を踏まえ、新たな5年間のための後期基本計画を策定します。

1. 基本方針

- (1) 少子高齢化のさらなる進展や、デジタルトランスフォーメーション、SDGsへの意識の高まり、新型コロナウイルスの影響による新たな生活様式への対応など、社会情勢を鑑み、市の現状や課題を把握し、市民との協働による行政経営の視点で策定します。
- (2) 策定においては、市民参加を促す環境を整えるとともに、職員の主体的な参画による全庁的な体制で策定に取り組みます。
- (3) 令和2年3月に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略（中期）」の5つの基本目標と3つの強化目標に位置づけられた基本的施策を、総合計画の基本事業等に融合させ、施策・基本事業との総体的な整合を図り、より効果的な事業推進を目指します。また、各分野別計画との整合を図りながら策定に取り組みます。
- (4) 後期基本計画においても、市民への説明責任を果たし、市民との協働による効率的な行政運営を図るため、総合計画と行政評価を密接に連携させ、成果指標を活用した計画策定を進めていきます。

2. 計画の名称

第2次みどり市総合計画 後期基本計画

3. 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

年 度	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09
基本構想	将来像、基本的方針（10年間）									
基本計画	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				

4. 策定方針

●序論

趣旨や構成等、基本的な考え方は今後も継続されるため、今回の後期基本計画策定での見直しは行いません。ただし、市の状況や各種統計数値等は時点修正を行います。

●基本構想

10 年間の計画期間として策定されており、まちづくりの考え方や目指すべき方向性などは、市政を運営する上で原則的かつ普遍的な考え方であるため、今回の後期基本計画策定での見直しは行いません。

●基本計画

基本構想で掲げたまちづくりの方針に基づいて各分野の取り組みを定めた施策体系（基本政策－施策－基本事業）は、前期基本計画の取組状況や成果、社会的な環境変化等を踏まえ、次のとおり見直しを行います。

- (1) 前期基本計画の策定以降、制度改正や社会情勢の変化等により、既存の施策体系に位置付けることができない新たな事務事業を適正に体系化できるよう、現状に即した施策体系に見直しを行います。
- (2) 成果指標について、前期基本計画で定めた指標を再点検し、施策や基本事業のめざす姿との関連性を踏まえ、必要に応じて指標の追加や変更等を行います。
- (3) 総合計画で推進する施策は、持続可能な開発目標「SDG s」の達成に資するものであり、SDG s の推進は全国の地方自治体に広く求められていることから、各施策とSDG s の関連性をわかりやすく伝えるための表記を行います。

※持続可能な開発目標「SDG s」とは、2015

年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、日本では2016年5月に首相を本部長としたSDG s推進本部を立ち上げてSDG s実施指針を策定

しました。その中で、SDG sの全国的な推進のためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダー（利害関係者）による積極的な取り組みを推進することが不可欠であることから、各地方自治体に各種計画や戦略、方針の策定や改定にあたってはSDG sの要素を最大限反映することを奨励しています。



5. 策定体制

(1) みどり市総合計画審議会

みどり市総合計画審議会設置規則に基づき、学識経験を有する者、本市の他の附属機関及び市内の公共的団体等から推薦を受けた者等で構成され、後期基本計画について調査、審議を行います。(委員は25名以内で組織)

(2) みどり市総合計画策定委員会（庁内検討組織）

副市長及び部局長の職員により構成され、基本計画の策定に係る調査、研究、企画、立案等の事務を行います。

施策及び基本事業の体系の見直しや、計画期間における成果指標や目標値の最終案の決定、後期基本計画原案の策定及び総合計画審議会やパブリックコメントへの対応を行います。

(3) 事務局

策定に係る事務局は企画課とします。なお、みどり市行政経営システムと整合性を図るため、総務課、財政課、企画課で構成される行政評価推進事務局と連携するものとします。

6. 市民参画

(1) まちづくり市民アンケート

無作為抽出の市民3,000人に対してアンケートを実施し、成果指標の現状値把握を行います。(行政評価と共同実施)

(2) パブリックコメント

計画案を公表し、市民の意見を募集します。提出された意見は、総合計画審議会に報告し、計画への反映について協議します。

(3) 総合計画審議会

市内各団体等の代表者が、審議会委員として、前期基本計画の実施成果を検証した上で、後期基本計画の策定について審議します。

7. スケジュール

令和5年3月みどり市議会定例会での上程を目指したスケジュールにより策定します。

[illegible]

令和 4 年度						令和 5 年度		
10	11	12	1	2	3	4	5	6
	パブコメ			議会審議		計画書印刷・配布		
総合計画策定委員会								
総合計画審議会								